

## ○三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱

(令和6年2月1日告示第3号)

### (目的)

第1条 この要綱は、原油価格、食料品価格等の物価高騰の影響が長期化する中で、町内の介護保険施設等の負担軽減措置として、予算の範囲内において交付する三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金（以下「支援金」という。）に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和44年三股町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、令和5年12月1日現在本町に所在する別表の介護保険施設等を運営し、交付申請時に当該事業を継続している事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象外とする。

(1) 町税を滞納している者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）

(3) 国又は地方公共団体（指定管理者制度による運営を含む。）

(4) 前3号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断するもの

### (支援金の内容)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とする。ただし、1施設・事業所あたりの上限額を120万円とする。

2 前項に掲げる支援金の交付は、交付対象者1件につき1回とする。

3 別表中の定員数は、令和5年12月1日現在の定員数とする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

(2) その他町長が必要と認める事項

### (申請期限)

第5条 前条の規定による交付申請の期限は、令和6年2月29日までとする。

### (交付決定)

第6条 町長は、交付申請を受理したときは、内容を審査し、決定結果を三股町介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、申請者が指定する口座に支援金を振り込むものとする。

2 町長は、前項による支援金の交付決定にあたっては、支援金の交付目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（書類の整備）

第7条 申請者は、支援金の交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示は、令和6年3月31日限り、効力を失う。

別表(第2条及び第3条関係)

#### 1 施設・事業所あたりの上限額 120万円

区分	支援対象施設・事業所	1施設・事業所当たりの支援の額
入所系	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護・有料老人ホーム・養護老人ホーム	15千円×定員数
通所系	通所介護・地域密着型通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護	150千円
訪問系	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護	50千円
その他	短期入所生活介護	15千円×定員数
	居宅介護支援・福祉用具貸与	50千円